★このニュースレターはみなさまだ。「せのお事務所」のことを身近に感じています。

# 大学 大学 12025.12 Vol.21

\_\_\_\_\_\_\_ メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所

(発行・差出人) せのお社会保険労務士・行政書士事務所 代表 妹尾 悟 (返還先)

岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016 TEL(0866)63-3213 FAX (0866)63-3214 ●HPは「せのじむ」で検索してね♪

MONDAY

本年もありがとうございました。 来年も、皆さまの事業がうま (馬)く行いきますように!



TUESDA

MEDI

#### 徒然なるままに Vol.155

### 龍の天井図

こんにちは、社会保険労務士の妹尾です。

本年もこのニュースレターをお読みいただき、誠にありがとう ございます。来年も引き続き、皆さまに楽しんでもらえる記事 をお届けしたいと思います。

先日、京都に住む次男のところへ行ってきました。初めて

行った京都最初の禅寺・建仁寺にある 西来院では、天井いっぱいに描かれた 白龍の絵が公開されており、畳に寝転 んで自由に眺めることができました。

龍の迫力に圧倒されつつも、寝転がって見るスタイルに、解放感も感じられて、京都の静けさの中で、ちょっと心が自由になった旅でした。



(妹尾 悟)

### 野菜作り



こんにちは、スタッフの筒井です。 遂に、野菜作りをする年齢になってしまい ました。年齢は関係ないかも・・・(笑)

絶対に、しないだろうと思っていましたが、色々と訳ありまして、始めることになったのです。先ずは、草刈して、土を耕して、 苗を買って植えたり、水やりをしたりしています。

初心者なので、うまく出来るかどうか分からないけど頑張っています。花を育てるのは好きなほうなので、できるのではないかと、軽く思っていますが、野菜は、奥深いと思うので、勉強して実際にやっていくしかないと考えます。

来年は、自分たちで作った野菜が、食卓に並んでいたらうれしいなと思います。

(筒井浩美)

## 知っ得! 人事労務トピックス

### ●来年4月より被扶養者の認定基準が変更

現在、被扶養者の認定は過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定しています。この判定が、令和8年4月1日から収入が「給与収入のみ」である認定対象者については、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入により判定することに変更されます。

労働条件通知書等の交付を漏れなく行っていくことが、まずは前提となります。

### 労働契約内容で年間収入を判定(令和8年4月~)

労働契約で定められた賃金から見込み収入を判定 130万円未満(一定の場合、180又は150万円未満)

当初想定されなかった臨時収入により、結果的に年間収入以上の場合でも、被扶養者として留まれる

※「知っ得!」については、当事務所HPでもお知らせしています

### お酒



こんにちは、スタッフの川合です。 寒暖差が大きい日が続いていますが、

お変わりなくお過ごしでしょうか? 私自身も引き続き体調管 理に気を付けて過ごしてまいりたいと思います。

今年も早いもので残り1ヶ月となりました。12月は忘年会の季節でもありますので、皆さまどうぞお酒の飲みすぎにはご注意ください。私は体質的に全くお酒をいただけないため、楽しそうに召し上がっている方々を拝見すると、少し羨ましく感じることもあります。調べてみますと、肝臓はアルコールを『アセトアルデヒド』という物質に分解し、さらにこの物質を分解するのが『アルデヒド脱水素酵素2』であるそうです。この酵素の働きが弱い方は、お酒に弱い体質とされており、日本人の約40%が該当するとのことです。私の周囲には、この酵素の働きが強い方が多いようです…飲みすぎていないか、そっと見守っていこうと思っております。 (川合千愛輝)